

（ 令 3 . 6 . 1 5
実 5 - 2 ）

個人事業者における 記帳指導の実態と今後の課題

令和3年6月15日



一般社団法人 全国青色申告会総連合

はじめに

青色申告会は、昭和 25（1950）年の青色申告制度施行と同時に、個人事業者が記帳や税の仕組みを学ぶため、日本各地で結成されました。「申告納税制度の確立と小規模企業の振興への寄与」を目的とし、それぞれが独自に会則を持ち、会費を基本財源として、会員から互選されたボランティアの役員が運営にたずさわっています。結成以来、個人事業者の適正な記帳・決算・申告・納税の指導・相談、研修会をおこなってきました。

青色申告会には、独自に職員を雇用して事務所を開設する「独立会」以外に、商工会議所・商工会・農業協同組合・漁業協同組合などの団体に事務委託をしている「併設会」があります。多くの併設会では、商工会議所・商工会の経営指導員が会の事務運営や会員指導をおこなっています。

会員の記帳状況を一般社団法人 全国青色申告会総連合（略称：全青色）の最新の調査で見ると、次のとおりです。

区分	回答数	会計ソフト		手書き複式簿記		手書き簡易帳簿など	
全体	205 会	50.4%	(46.3%)	12.5%	(13.9%)	37.1%	(39.7%)
独立会	68 会	50.0%	(44.0%)	10.1%	(13.8%)	39.9%	(42.1%)
併設会	137 会	50.6%	(47.3%)	13.7%	(14.0%)	35.7%	(38.7%)

（出典）全青色「令和 2 年分確定申告期における指導相談ならびに会勢拡大に関するアンケート」令和 3 年 5 月。全体を 100%としたときの割合。カッコ内は前年調査の値。

1. わが国の個人事業者の現状（1）

① 減少する個人事業者

実店舗や事務所などを持つ個人経営の事業所数は平成 21 年からの 7 年間で約 46 万者減少。

個人経営の事業所数の推移 (単位：者)

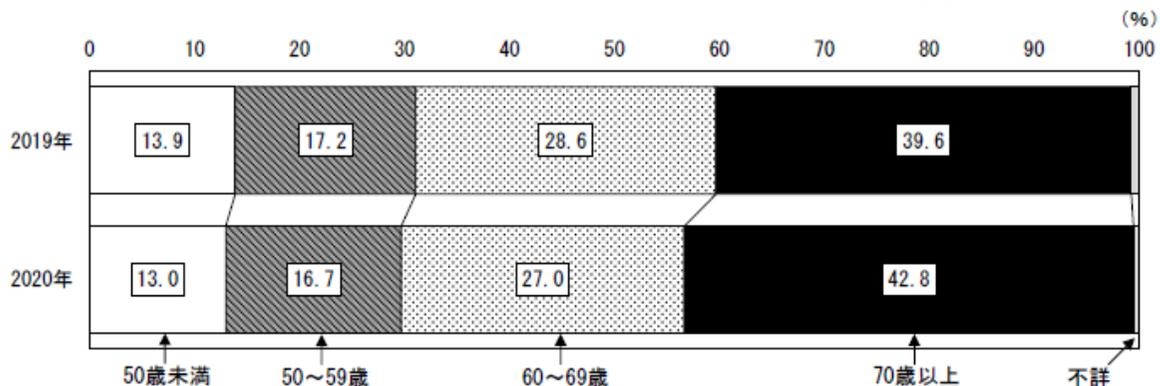
	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 21 年と 28 年の差
個人経営の事業所数	2,465,870	2,204,704	2,117,446	2,006,773	
対前回調査増減数		▲261,166	▲87,258	▲110,673	▲459,097
// 増減比		▲10.6%	▲3.96%	▲5.23%	▲18.62%

(出典) 総務省「経済センサス」平成 21 年基礎調査、平成 24 年活動調査、平成 26 年基礎調査、平成 28 年活動調査。

② 高齢化する個人事業者

実店舗や事務所などを持つ個人企業で事業主の年齢が 70 歳以上の割合は令和 2 年で 42.8%。

事業主の年齢階級別企業割合の前年比較 (調査対象産業計)



(出典) 総務省「個人企業経済調査」令和 2 年。

1. わが国の個人事業者の現状（2）

③ 増加する申告人員

申告所得税の申告人員は、経済センサスに見られるほど人数は減少していない。
実店舗や事務所などを持つ事業者が減少し、それらを持たない事業者が増加している。

申告所得税の申告人員の推移 (単位：人)

	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年	平成21年と28年の差
事業所得者	3,932,773	3,788,666	3,736,515	3,777,202	
対前回調査増減数		▲144,107	▲52,151	40,687	▲155,571
// 増減比		▲3.66%	▲1.38%	1.09%	▲3.95%
不動産所得者	1,560,871	1,555,847	1,572,309	1,587,289	
対前回調査増減数		▲5,024	16,462	14,980	26,418
// 増減比		▲0.32%	1.06%	0.95%	1.69%
申告人員（他の所得者を含む）	23,673,901	21,494,899	21,367,577	21,664,130	

（出典）国税庁「統計年報」平成21年、平成24年、平成26年、平成28年。

④ 伝統的自営業は減少し、雇用的自営等は増加

農林漁業、製造業、小売・卸売など伝統的自営業の割合が減少し、雇用的自営等の割合が増加。

（出典）税調資料「職種別自営業主数および構成比の推移」

1. わが国の個人事業者の現状（3）

⑤ 行政のICT化の推進

国税庁ホームページ確定申告書作成コーナーの充実、e-Taxの増加。

e-Tax利用件数の推移

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	平成29年度と2年度の差
所得税	10,430,168	11,472,798	10,937,729	13,381,884	
対前回調査増減数		1,042,630	▲535,069	2,444,155	2,951,716
〃 増減比		10.00%	▲4.66%	22.35%	28.30%

（出典）国税庁資料。

⑥ 税務署を訪れる納税者が減少

確定申告相談会場で申告書を作成する納税者、書面提出のために来署する納税者（事業者）が減少。また、訪れる納税者が固定化している。

⑦ 納税者と行政の接点が少なくなっており、関係が希薄化

2. 記帳指導の実施体制やその拡充に向けた課題

(1) 青色申告会の記帳指導（実施体制）

① これまで

- ◎ 平成 4 年度税制改正で創設された青色申告特別控除制度（正規の簿記の原則に従い記帳する青色申告者に 35 万円控除を適用）に対応し、平成 5 年度から「複式簿記普及推進 5 か年計画」を実施。テキスト「青色申告者のためのやさしい複式簿記」（記帳編・決算編）、講習会用補助教材（練習帳・振替伝票・勘定科目インデックスなど）を発行して各地で複式簿記研修会を開催。また、講習会ビデオ「やさしい複式簿記講座」（全 7 巻）を制作。
- ◎ 平成 7 年には、NEC と東芝のワープロ専用機で使用するワープロ用会計ソフト「ブルーリターン」を開発。平成 12 年までの 5 年間で 1 万 5 千人以上に普及。
- ◎ 平成 13 年には、パソコン用会計ソフト「ブルーリターン A」を開発。記帳、所得税・消費税の申告書作成、e-Tax まで対応。令和 3 年 6 月までに 13 万 3 千人以上に普及。
- ◎ 平成 18 年から全国で実施されている国税局が外部委託する記帳指導を各地で受託。集合形式や個別指導形式による複式簿記やパソコン会計の講座を担当。

② 現 在

- ◎ 複式簿記やパソコン会計の研修会（青色学校）の開催
- ◎ 複式簿記やパソコン会計での日々の記帳で仕訳が不明な時などの個別指導
- ◎ 決算と確定申告の指導・相談の前に、記帳確認会を開催
 - ➡会員事業所の記帳意識の醸成、記帳レベルの向上、記帳の遅延の防止につながる。

[複式簿記の記帳が進む会の事例]

- ◎ 一般社団法人 岐阜北青色申告会（岐阜県岐阜市）会員数 1,611 名
記帳はすべて複式簿記を原則とし、入会者のうち 8 割程度が会計ソフト「ブルーリターン A」、1 割程度が手書きによる複式簿記をおこなう。在籍会員の 8 割は複式簿記で記帳している。
- ◎ 一般社団法人 福岡中央青色申告会（福岡県福岡市）会員数 542 名
平成 17 年より入会時に会計ソフトでの記帳を指導し、現在では会員の 92%（事業的規模でない不動産所得者 8%を除く）が会計ソフト「ブルーリターン A」で記帳をおこなう。会には講習用パソコンを備え、記帳データを持参した会員の指導をおこなう。

(2) 効果的な記帳指導の充実と税務署・行政機関等の紹介体制 行政と個人事業者とのこれまでの接点

[国税]

- ㊦ 税務署が主催する新規青色申請者向け説明会
- ㊧ 税務署が主催する決算説明会
- ㊨ 確定申告会場・確定申告期に開設する青色コーナー（青色記帳説明コーナー）
- ㊩ 国税局が外部委託する記帳指導（消費税を含む）
- ㊪ 業種組合などへの消費税説明会

[地方税]

- ㊫ 地方自治体窓口（地方税申告、所得税申告書收受）での青色コーナー

(3) 記帳指導の拡充に向けた課題

① 記帳実態の把握

白色申告者の記帳は、複式簿記か簡易帳簿、パソコン会計か手書き記帳等の実態の把握ができていない。決算書(収支内訳書)または申告書に記帳方法を記載する欄を設けて、実態を明確化してはどうか。確定申告会場をおとずれる個人事業者には、帳簿の持参を求めているかどうか。

② 情報リテラシー向上に取り組み、デジタル格差の解消

高齢の個人事業者を対象にパソコン研修、会計ソフト研修の実施。
記帳の高度化、e-Taxや電子証明書等の利用へ誘導。

③ 記帳指導機関に所属していない個人事業者に対するアプローチ

実店舗や事務所を持たない個人事業者（フリーランス・ギグワーカー等）が増えている。青色申告会などの記帳指導機関は、こうした事業者と接点をもつ機会が少ない。「規模が小さいフリーランス・ギグワーカー等の記帳指導は青色申告会へ！！」等のPRに努めたい。

④ 主たる所得が雑所得となるフリーランス・ギグワーカー等への対応

社会保障制度と整合性をとりつつ、事業所得・雑所得の再定義が必要ではないか。

⑤ 行政（国税庁・経済産業省・中小企業庁）の連携・協調

併設会の運営に携わる商工会などの経営指導員から、経営指導に重点が置かれ、記帳指導の業務比重が低下している（記帳指導は評価されない）との声がきこえてくる。

3. 個人事業者に複式簿記を導入する際のハードル等について（1）

① 簡易帳簿から複式簿記への移行が困難

個人事業者は記帳方法を変更することに抵抗がある。とくに高齢者にはその傾向が強い。

② ICTの活用が困難

高齢者はパソコンが利用できない者が多い。またパソコンを所持していない者も多い。

③ 青色申告特別控除 10 万円に該当(選択)する事業者は複式簿記を必要としていない 事業所得者だけでなく不動産所得者も青色申告特別控除 10 万円・65 万円の対象者であることを認識する。

※青色申告特別控除 10 万円選択者の区分

- ・ 事業所得者:青色申告特別控除 10 万円→65 万円(55 万円)適用へ移行のインセンティブ要因に配慮する。
- ・ 不動産所得者(事業的規模):複式簿記・e-Tax・電子帳簿により 65 万円の青色申告特別控除可能。
- ・ 不動産所得者(事業的規模でない):複式で記帳しても 10 万円の青色申告特別控除の適用のみ。
不動産所得者の記帳は複式でも簡単+e-Tax・電子帳簿により、10 万円ではなく 20 万円等の特別控除を考える。

④ 個人事業者は経理事務のアウトソーシングコストを負担できない零細事業者が多い 業況悪化により税理士関与から自主記帳・自主申告へ移行している事業者もいる。

3. 個人事業者に複式簿記を導入する際のハードル等について（2）

- ⑤ 平成 26 年 1 月からの白色申告者の記帳義務拡大は効果はあまりないと思われる
義務化されているが、ペナルティはない。罰則があれば→記帳→記帳するなら青色→青色なら
65 万円控除のために複式簿記の流れを作る。
- ⑥ コロナ禍で記帳の重要性が再確認され、青色申告が注目された
コロナ支援策の申請で青色申告決算書や帳簿が必要書類とされた。
〔独立会指導実績 持続化給付金 13,203 件 (107 会回答)、地方自治体支援策 10,581 件 (81 会回答)〕
損失の繰越しや繰戻しが認められる青色申告の利点が周知された。

4. 個人事業者に複式簿記を導入する際の要望

① 青色申告者の記帳方法は原則、複式簿記であることの認識を高める

複式簿記による記帳は税務申告のみならず、重要な経営情報の入手、融資にも活用できる。現金主義と同様、白色申告ができる個人事業者は一定の所得金額以下とするなど、対象を限定してはどうか。

白色申告者の記帳義務拡大の効果はあまりないと思われる。教育的指導ののちペナルティがあれば、”記帳→記帳するなら青色→複式簿記”の流れを作れる。

② 複式簿記の記帳を原則とする青色申告制度の利点を増やす

農業者を対象とした収入保険制度は青色申告が加入要件のひとつとされ、個人版事業承継税制は青色申告が適用要件のひとつとされている。

省庁ごとに青色申告をおこなうことによる利点を増やしてはどうか。

③ 複式簿記による記帳ができていない方を減らす

会計ソフトを使って記帳すると正しい帳簿ができていると錯覚する。銀行やカードの取引から自動仕訳するクラウド会計での記帳も収入経費の認識や測定に誤りが散見される。複式簿記の仕組みを知らずに記帳する方を減らすためにも、記帳指導が重要。

④ 指導対象者と記帳指導機関の接点を増やす

署と記帳指導機関が共催する各種研修会を積極的に開催する。
受託記帳指導の規模を拡大する。

5. 優良な電子帳簿の普及についての考え方

① 優良な会計ソフトを活用した記帳を普及拡大する

J I I M A 「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の認証製品を普及拡大する。
青色申告会は、会員専用の会計ソフトを独自に開発、記帳の合理化を推進している。平成7年のワープロ用会計ソフト「ブルーリターン」、平成13年のパソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」のいずれも、「修正・削除記録の保存」など「優良な電子帳簿」の要件を満たしている。

② 優良な電子帳簿であることのインセンティブを拡大する

税のみならず、優良な電子帳簿をつけることに対する優遇策を設けてはどうか。
補助金や支援金の申請、優遇金利の適用など帳簿確認をおこなう機会に優遇する仕組みを導入。

③ 高齢事業者向けのデジタル機器研修会、会計ソフト研修会の実施

高齢者のデジタル格差解消には、行政の支援が重要。

④ e-Taxによる電子申告を普及拡大するための環境・体制を整備する

会計ソフトによって作成した決算書・申告書のデータが、だれもが自ら容易にデータ変換できるように、税務行政は民間ベンダーにさまざまな情報を早期に公開すべきではないか。

6. 無記帳等に対する問題意識

① 無記帳者は誰なのか明らかにする

決算書または申告書に記帳方法を報告する欄を設けて、記帳意識を高めるとともに、事業における記帳担当者名前を記載させる。(法人と同じ)
第三者の記帳確認を受けたことを証明する任意の仕組みを作ったらどうか。

② 無記帳に対するペナルティを望む青色申告会役員も多い

白色申告・青色申告ともに無記帳に対して罰則が必要である。(現在青色申告には罰則あり)
無記帳であることが税務調査で判明した場合には、重点指導対象者として記帳が軌道に乗るまで呼び出し指導をおこなう。